

# 職員及び規定

## 1. 職員 (昭和42年1月1日現在)

所長(併任)	石原 藤次郎	教授(併任) 理理	博博	男雄健生人三昭保次雄次寧郎次明夫志豊郎男一助馬彦郎徹折郎亨之平夫郎雄貫雄勲雄春康
協議員	村山 朔勝	助教授 京大理	博博	晴時 明義圭義通永嘉博二雄英寅正一則吉之琢卓一不次淳昭純一敏義正照光
"	野崎 勝激	助教授 京大工	博博	木戸 雲口屋川尾 国本川田中田田中尾上泰中田中尾上越木園野棹田川田木藤木同立村腰口尾谷海武元潤
"	安宗 真節	助教授 京大工	博博	三一三樋土吉福島豊村中光野高野田長井余八若岡高和中柴高安榎大足川宮谷横塩鳥西湊北
"	理兆和	助教授 Ph.D.(プラウン大学)	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	一太次	助教授 (併任) 工理	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	重彦	講師(併任) 京大工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	晴時	非常勤講師 京大工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	朔勝	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	雄安	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	宗真節	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	理	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	農	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	工	理	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	理	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
教授	京大工	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	工	理	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	理	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
教授(併任)	工	理	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	工	理	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒
"	理	工	博博	郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒憲兒男雄郎正雄一雄治一夫睦実夫方男郎郎諒兒



事務員	杉 村 寿 子	技能員	松 園 尾 田 光
"	嶋 田 至	"	園 泉 小 辻 忠
"	米 村 陽 太 郎	"	本 田 律 行
"	尾 崎 寿 秀	"	永 稲 行 敏
技術員	横 山 康	"	葉 根 雄 治
"	角 野 稔	"	山 奥 正 治
"	中 川 修	"	大 野 征 文
"	清 水 保	"	西 烟 子
"	枚 政 和	"	村 煤 文
"	芹 沢 重	"	大 野 煤 新
技能員	小 泉 信	用務員	武 犬 ア ツ
"	北 川 吉	"	狩 野 俊 子
"	羽 野 淳	"	近 藤 俊 子
"	小 泉 誠	見習員	中 村 治
"	山 田 勝	"	中 山 澄 美 子

## 2. 規 定

### 京都大学防災研究所協議員会規程

(昭和26年11月8日制定)  
(昭和27年5月22日改正)

- 第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議員会を置く。
- 第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。
- 2 所長が特に必要と認めたときは、協議員会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。
- 第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。
- 2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。
- 第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。
- 第五条 議事の方法は協議員会で定める。
- 第六条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。
- 2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

### 京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

- 第一条 本所の研究に関係のある学理的問題の解明を委託しようとする者があるときは、その研究の委託に応ずることがある。
- 第二条 研究を委託しようとする者は、所長を経て総長に願い出なければならない。
- 第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長は、その研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。
- 第四条 委託者は、委託研究に要する物件費、人件費その他の経費を指定の期間内に前納しなければならない。但し、特別の事情があると認めたときは、分納を許可することがある。
- 2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究受託は、取り消しものとする。
- 第五条 一旦納付した研究費は、返還しない。
- 2 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得ないときは、研究費の一部又は全部を返還することがある。
- 第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は研究成果を委託者に通知すると共に研究担当者の名を以て公表することができる。
- 第七条 この規程施行に関する細則は、総長の認可を得て所長が定める。